

戦後の保険事業と保険行政の歩み

1. 生命保険事業

紙面の都合により昭和20年から昭和50年までの間の諸経緯は本号では省略することとしたが、読者の便を考え、省略した内容の項を冒頭に掲げておくこととした。

なお第1期から第6期までの詳細は本月報250号（1972.12発行）を、第7期については383号（1984.3発行）を、第8期については479号（1992.3発行）をそれぞれ参考にしていきたい。

〔1〕 第1期（昭和20－22年）

- (1) 終戦処理
- (2) 再建の方策

〔2〕 第2期（昭和23－27年）

- (1) 関係法令の整備
- (2) 契約者配当の再開
- (3) 保険料率の引下げ
- (4) 課税優遇措置の復活

〔3〕 第3期（昭和28－32年）

- (1) 新しい保険の発達
- (2) 経費の節減
- (3) 保険料率の引下げ
- (4) 調整勘定の閉鎖

〔4〕 第4期（昭和33－37年）

- (1) 保険料率の引下げと画一体制の是正
- (2) 法人税課税方式の変更
- (3) 団体年金保険の発売
- (4) 保険審議会の設置

〔5〕 第5期（昭和38－40年）

- (1) 不動産取得の規制
- (2) 生命保険料の所得控除
- (3) 保険料率の引下げ
- (4) 指定時前契約に対する繰上げ支払措置
- (5) 相互会社組織運営の改善
- (6) 募集制度の合理化と継続率の改善
- (7) 関係法令の改正

〔6〕 第6期（昭和41－46年）

- (1) 責任準備金の充実と経営の効率化
- (2) 多様化した新種保険
- (3) 契約者配当の生命保険会社間の格差拡大
- (4) 継続率の改善と外務員制度の合理化

- (5) 生命保険会社の資産運用
- (6) 生命保険をめぐる自由化の動き
- (7) 法人税等の改正
- (8) その他の動き

〔7〕第7期（昭和47－50年）

- (1) 保険審議会と国民生活審議会の答申
- (2) 沖縄の戦前契約の処理
- (3) 琉球生命の参加
- (4) 米国生保会社アリコ社が日本人向け営業開始
- (5) アメリカンファミリー社の日本人向け営業開始
- (6) ニーズに即した新種保険の開発
- (7) 約款改正等サービスの充実
- (8) 第2回全会社生命表の死亡率採用で保険料率下がる
- (9) 消滅時特別配当等契約者配当の充実
- (10) 1被保険者に対する保険金付保最高限度の引上げ
- (11) 生命保険料の所得控除限度額の引上げ
- (12) 募集制度の改善
- (13) 募集文書図画の承認制度の廃止その他
- (14) 保険会社の関連会社のあり方

〔8〕第8期（昭和51－53年）

- (1) 保険審議会答申の対応
- (2) 保険募集チャネルの拡大
- (3) 西武オールステート社の営業開始
- (4) 生命保険文化センターの設立
- (5) ニーズに即した新種保険の開発
- (6) 予定利率引上げに伴う保険料率の引下げ
- (7) 資産運用の改善
- (8) 募集制度の改善

〔9〕第9期（昭和54－56年）

(1) 保険審議会答申

保険審議会は54年6月14日今後の生命保険事業のあり方について答申を行った。

同審議会は50年6月に保険行政及び保険会社の活動について総合的かつ抜本的な検討を行い、答申したが、その後の保険事業をめぐる環境の変化、即ち、①安定成長期への移行、国際化の進展等経済的变化、②人口の高齢化、価値観の多様化等社会的変化、③保険の高度普及による成熟化の兆し、④保険事業に対する国民の期待、関心の高まりに伴う社会的責任の増大等から経営環境はかつてなく厳しくなっており、同審議会は、今後の生命保険事業のあり方について、新たな視点から検討を行う必要があるとして、53年11月以来審議を行ってきたものである。

答申は効率化の促進に最も重点をおき、次いで公共性・社会性の発揮、資産運用の改善について指摘しており、その内容は次のとおりである。

- ① 効率化を促進するにはまず経営の合理化を図ることが重要であるとして、特に募集制度の合理化、経費の節減・合理化、良質契約の確保の3点を指摘している。次いで、激しい企業間競争の中にあっては経営の特色化、重点化を図ることが重要であるとしたうえ、商品の認可基準、販売チャネル等の面における行政規制の弾力化を求めている。また、経営の特色化を推進するにあたっての留意事項として経営の健全性の確保、

過当競争の排除等を挙げ、この関連として責任準備金については純保行政の継続、募集秩序の維持の面から保険料の割引、割戻、不当乗換の排除をそれぞれ指摘している。

さらに、経営の効率化を推進するための手段として業務提携について述べ、最後に合併について言及している。合併が答申の中でとりあげられたのは初めてであるが、慎重に対応が求められている。まず、商品種類、外野組織、管理保全システム等における各社間の相違から円滑に合併を進めることは容易ではなく、また銀行の合併における店舗増のメリットも存在しないとしているが、一方、効率化の推進に取り組まない会社については、契約者利用の保護のため合併を行うことも止むを得ないとしている。

- ② 公共性・社会性の発揮については、まず、情報提供の充実についてとりあげ、生命保険制度に関する情報として特に告知業務、解約返戻金等のいわゆる不利益情報について前向きな対応を求め、さらに、生命保険事業経営に関する情報（ディスクロージャー）について、その必要性は一般企業以上に強いものがあるとして、業界において開示すべき内容の最低基準を明確にすることを求めている。

次にモラルリスク対策については、契約の際の選択の強化、外務員教育の徹底、他社加入状況の契約者からの通告制度の検討等を指摘している。

- ③ 資産運用の改善については、運用効率の向上及び公共性に配慮するという従来からの基本的な考え方を再確認のうえ、わが国の経済、社会の構造変化を資金需要の観点から分析し、運用の改善を図るべき点を企業貸付、個人貸付、公共債投資、不動産投資、海外投融资及び関連業務の拡大についてそれぞれ指摘している。

(2) 商品

保険商品は、高度成長時代において保障の大型化、定期化傾向とともに多様化が進んだが、安定成長時代に入りこれらの傾向も一段落し、商品体系の一巡化もあって、多様化は鎮静する方向にある。

代わって最近では、高齢化社会の進展に伴い、老後対策ニーズの高まりに呼応した商品の開発が活発となっている。

商品の具体的なものとしては、被保険者の老後生活の安定を図ることを目的とした個人年金保険の創設が相次いでいるほか、生涯にわたり保障が続く終身保険や、これに契約したあと数回の祝金等の支払が組み合った生存給付金終身保険等の創設が目立っている。

(3) 保険計理

56年4月に、戦後第8回目の生命保険料の引下げが、主力商品を中心に同月以降の新規契約から実施された。この保険料引下げの特徴は、保険料を構成する予定死亡率、予定事業費率、予定利率のすべてについて見直されたことである。すなわち、予定死亡率については男女別の死亡率を採用した第3回全会社表（47年～51年経験値）に改め、予定事業費率については保険金比例の部分を引き下げ、予定利率についても、保険期間が10年以下の契約の予定利率を引き下げることによって、保険料の引下げを行った。その結果、保険種類、加入年齢、性別により異なるが、保険料は平均で7%程度の引下げとなった。

また、これに前後して、半数の生命保険会社が、既契約含め解約返戻金の増額を行った。

さらに、56年10月に疾病関係特約の保険料の見直し（実質引下げ）が、同月以降の契約から実施された。これは、疾病関係特約の創設以降数年経過しているために予定発生率が実態にそぐわなくなったことや、手術給付対象項目の統一が強く求められていたことなどから、全社統一的に見直したものである。その結果、一般に若年齢者では利率の引下げに、高年齢者では利率の引上げとなっている。

(4) 募集制度の改善

54年3月に51年度を初年度とした第1次募集体制整備改善3か年計画が終了したが、その実績において一応の改善をみたものの必ずしも所期の目標を十分に達成できるものではなかった。このため引き続いて54年度を初年度とした第2次募集体制整備改善3か年計画を策定させている。第2次募集体制整備改善計画では第1次募集体制整備改善計画における諸項目に加えて募集代理店関係及び解約・失効率の指標を計画項目として策定させている。

また、54年6月の保険審議会答申において、商品多様化への対応及び経営の効率化・特色化を推進するうえで代理店等新しい販売チャネルの活用を検討すべしとの方向が打ち出された。この方針に沿って、行政、業界双方で鋭意検討が行われ、56年3月銀行局保険部長名で「生命保険募集代理店制度基本要綱」についての事務連絡が発せられた。この結果生保業界において56年4月1日以降新設される募集代理店のうち特に構成員の多

い法人募集代理店については、専業外務員中心体制を阻害することのない保険種類及び保険金額に限定した保険商品を取り扱わせることとなった。また、新設の募集代理店については専業外務員と同等水準の教育・管理を行うとともに、既設の募集代理店についても基本要綱に準拠して教育・管理等に十分な配慮を行うこととなった。

(5) 資産運用の改善

生命保険会社の資産運用環境の変化に伴い、時流に即応した弾力的運用をより一層促進するために、55年8月、①既に認めている日本住宅公団以外の公社、公団及び事業団への貸付、②直轄住宅金融会社への貸付、並びに③有価証券の貸付等財産利用に係る貸付対象の拡大及び新設を認める改正を行った。

また、55年12月に「外国為替及び外国貿易管理法」の一部が改正され対外資本取引が原則自由化されたことに伴い、①外国にある金融機関に対する預金、②外国の抵当証券の所有、③外国不動産の所有、及び④本邦に支店を有する外国銀行への貸付等財産利用に係る海外投資の対象拡大及び貸付対象の新設を認める等の措置が採られ、生命保険会社における資産運用の多様化、国際化に対応することとした。

(6) 外国生保の対日進出

① ソニー・プルデンシャル社

ソニー・プルデンシャル生命保険株式会社に対し、56年2月13日付で、保険業法第1条第1項の規定に基づき生命保険事業を営むことを免許した。

この結果、わが国において生命保険事業を営む会社は、保険業法に基づくものが22社となり、このほか、外国保険事業者に関する法律（外者法）に基づき、日本人向けの営業を行っている会社が2社（注）あるので、これを含めると合計24社となった。

（注）このほか、外者法に基づき、外国人向けに外貨建てで営業している会社もあるが、ウェイトも小さいので省略する（以下同様）。

なお、同社は当初ソニー（株）と米国プルデンシャル生命保険会社との折半出資による合弁会社であり、56年4月2日から営業を開始したが、その後資本構成の変更に伴い、62年9月1日に「ソニー・プルコ生命保険株式会社」に改称された。販売商品はすべて無配当商品であり、定期保険及び終身保険を主体に、男子専業営業職員（大卒相当）だけで販売を行っている。

また、平成3年4月には「ソニー生命株式会社」に改称された。

② コンバインド社

米国の生命保険会社であるコンバインド・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカに対し、56年12月21日付で、外国保険事業者に関する法律第3条第1項の規定に基づき、わが国において生命保険事業を営むことを免許した。

この結果、外国保険事業者に関する法律に基づき支店形態で日本人向けの営業免許を得ている会社が3社となった。

なお、同社は57年4月19日から営業を開始しており、販売商品として当初、交通事故傷害給付金付定期保険のみ取扱っていたが、58年9月からは交通傷害給付金付災害割増定期保険の販売も行っている。これらの商品は保険料の支払方法が半年払いのみであるところに特色がある。

最近では、業容拡大のため、住宅ローン等の利用者を対象とした、いわゆる「ローン利用者入院保険」を販売している（昭和62年12月認可）。

(7) 国民生活審議会の約款適正化報告

契約事項を定めた約款については、従来より、とかく「内容がよくわからない。」「売り手も十分に説明しない。」などによるトラブルが絶えなかったが、今回（昭和56年11月13日）、この約款適正化に関する報告「消費者取引に用いられる約款の適正化について」が、国民生活審議会消費者生活部会より報告された。本報告は、特に消費者との間でトラブルの多い生命保険を含む7業種の約款について、その適正化を指摘しているが、生命保険については、①保険料払込の督促と、失効の予告通知の徹底 ②自動振替貸付制度の適用の確認 ③保険料払込方法の明文化 ④告知義務違反によるトラブルの防止措置 ⑤自覚のない責任開始前発病による入院給付金等支払の明文化 ⑥保険金等の支払場所にかかる規定の変更 ⑦契約内容登録制度の規定化 ⑧解約払戻金についての情報提供 ⑨読みやすい約款作成への努力、の9項目が指摘されており、報告の趣旨に沿った

積極的な検討が行われた。

〔10〕 第10期（昭和57－59年）

（1）アイ・エヌ・エイ社の営業開始

アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社に対し、57年2月16日付で、保険業法第1条第1項の規定に基づき生命保険事業を営むことを免許した。

この結果、わが国において生命保険事業を営む会社は、保険業法に基づくものが23社となり、このほか、外国保険事業者に関する法律に基づき、日本人向けの営業免許を得ている会社が3社あるので、これを含めると合計26社となった。

なお、同社は米国のライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・ノース・アメリカが全額出資し設立された会社であり、57年4月2日から営業を開始した。販売商品はすべて無配当商品であり、終身保険及び定期保険を主体に、専業外務員及び損保代理店によって販売を行っている。

（2）日米サービス貿易摩擦における保険問題

56年後半から外国は、包括的な日本市場開放の要請の一環としてサービス業の自由化を要求してきたが、この中で保険に関しては、外国保険会社のわが国における事業免許及び商品許可について審査期間が不必要に長く、また手続も複雑である等の問題提起があった。

これに対し、わが国は57年5月の市場開放対策第2弾において対日進出会社に対する内国民待遇の堅持、情報提供窓口の設置及びガットでのサービス貿易に関する国際ルール作りへの積極的貢献の方針を表明したほか、日米貿易小委員会等を通じ、わが国の保険業に対する考え方について外国保険会社の取扱いの実情に則して十分な説明を行うように努めた。

この結果、57年8月及び12月の日米間の会合において、米国側から保険の分野でのわが国の方針を評価する旨のコメントが行われるに至った。

（3）国民生活審議会の約款適正化報告の対応

昭和56年11月13日に国民生活審議会消費者生活部会から「消費者取引に用いられる約款の適正化について」が警告されたが、生命保険については、9項目（第9期（昭和54－56年）参照）が指摘された。

当局としては、「報告」の趣旨に沿った適切な対応が図られるよう業界を指導したところであるが、これを受けて業界では、指摘事項中③、⑥、⑦の3項目については、58年4月約款の改正を行い、他の6項目については、実務面等に対応することとした。

（4）募集制度の改善

第1次募集体制整備改善3か年計画が比較的順調な成果を収めたのに対し、第2次計画では必ずしも満足のいく結果とはならなかった。このため引き続いて57年度を初年度とする第3次募集体制整備改善3か年計画をスタートさせた。第3次計画では第1次、第2次と異なり各社の事業計画とのリンクを求めたことが大きな特徴となっている。また、従来の諸項目に加えて13月日専業外務員在籍率の指標を計画項目として策定させている。

（5）保険計理

58年4月、災害割増特約及び傷害特約に係る予定発生率（予定災害死亡率、予定傷害率）の見直しが行われた結果、保険料の引下げ及び男女別料率の採用が行われた。これを災害保険金100万円、年払保険料でみると、災害割増特約では、660円から男子550円、女子440円となり、それぞれ16.7%、33.3%の引下げ率となり、傷害特約では、880円から男子770円、女子660円とそれぞれ12.5%、25.0%の引下げ率となっている。

（6）資産運用の改善

生命保険会社をとりまく資産運用環境の変化に伴い、時流に即応した弾力的運用をより一層促進するため、次のとおり財産利用に係る対象範囲の拡大等を図り、生命保険会社の資産運用の多様化、効率化に対応することとした。

（主要改正概要）

① 運用対象の拡大

イ 外国のコマーシャルペーパーの所有

- ロ 抵当証券（国内）の所有
- ハ 労働金庫，同連合会，信用金庫連合会及び信用協同組合連合会に対する預金
- ニ 投資事業組合への出資
- ホ 信用保証会社の保証等による消費者ローン
- ヘ 株式等を対象とする特定金銭信託等
- ② 貸付に係る担保種類の拡大
 - イ 入居保証金
 - ロ 譲渡性預金
 - ハ 動産（機械装置，コンピュータ機器等）
 - ニ 指名債権（代金債権，定期預金等）
- ③ その他
 - イ 一般貸付基準に準ずる貸付枠の新設
 - ロ その他非居住者等に対する貸付基準の緩和等

(7) 関連会社規制の弾力化

関連会社通達が発出された昭和50年9月以降の経済金融情勢の変化に伴い，保険事業の効率性の推進，顧客ニーズへの的確な対応を図るため，資産運用，顧客サービス面を中心に見直しを行い，次のような弾力化措置を講じた。

- ① 公共債投資会社の新設
- ② 信用保証会社の業務範囲の拡大（従来の住宅ローンに係る保証業務に加え，一般消費者ローンに係る保証業務を追加）
- ③ リース（ファイナンス・リース）会社の新設

[11] 第11期（昭和60年－63年）

(1) 保険審議会の答申

保険審議会は，60年5月30日「新しい時代に対応するための生命保険事業のあり方」について答申を行った。

日本の生命保険事業は，戦後順調に成長してきたが，①金融の自由化・国際化の進展，②高齢化社会への移行，③高度情報社会の到来など，生命保険事業を巡る経済社会環境の変化には，著しいものがある。

このような大きな変化に対して，生命保険事業がいかに対応していくべきかについて，5項目に分けて提言している。

その内容は，次のとおりである。

- ① 多様性・自在性ニーズへの対応

金融の自由化，高齢化の進展などに伴い国民の生命保険商品に対するニーズは多様化しており，また，ライフステージに適合するよう保障内容を自在に調整するニーズも増大している。このため契約締結時の多様性としては，商品種類，保険料率設定について，高料高配・低料低配商品及び無配当保険等の新商品の開発・既存商品の再検討について積極的な対応を図るべきである。また，契約締結後の自在性としては，中途増額制度の充実として，将来健康状態に関係なく無選択で保険金を増額できる権利を保証する無選択増額権特約の活用及びボーナス時等に一時払により無診査で保険金を増額できる一時払増額制度，さらに転換制度の多方向化（スクランブル化），保険金，配当金の受取方法の多様化を図るべきである。
- ② 自由化，国際化への対応
 - イ 資産運用の効率化を図るために，適時適切な規制の見直しを行うとともに，制度的観点をも含めた長期的視野に立った研究，為替リスク等への対応方法の検討を行う必要がある。また，関連会社による周辺業務について，積極的，弾力的に対応すべきである。
 - ロ 経営効率を反映した保険料率・配当については，保険料をめぐる競争を通じて，契約者へ還元していくことの重要性が，今後，一層高まっていくと考えられ一層積極的に対応していくべきである。また，従来の特別配当について水準の見直しと支払時期の早期化を図るべきである。
 - ハ 変額保険については，過去，47年，50年の答申で指摘されているものの，未だ実施されていない。しか

しながら変額保険へのニーズは高まっていることから、その実施に当たっては今回答申において示した具体的な考え方にに基づき各社の経営責任において判断すべきである。

③ 年金ニーズへの対応

個人年金については、終身年金等保険数理によってのみ設計可能な年金商品について、開発・改善に努めるべきである。具体的商品として、生存保障性を高めた年金、個人変額年金及び連生年金がある。

④ 医療・福祉ニーズへの対応

イ 医療ニーズへの対応

現行の医療保険の入院給付については、足切り制導入等の改善を検討する必要がある。また、高齢者のニーズを勘案し、医療保険の保険期間を現行80歳から終身とすることが望ましい。さらに、傷害・疾病保険に関する生命保険と損害保険事業間の分野調整について、高齢化の進展に伴うニーズの多様化に応じた分野調整の弾力的運用を検討すべきである。

ロ 健康・福祉ニーズへの対応

高齢化社会においては、高齢者への健康、介護、住宅等のサービスの提供が重要な課題となるとして、年金・医療保険の仕組みの応用により、現物給付とのリンクを含めた積極的な対応を図るべきである。

⑤ 情報化・システム化への対応

生命保険事業の情報システム化は、省力化、顧客サービス等の向上が図られているが、当面の課題として、情報提供サービスについて、現行契約一件ごとの管理から、契約者単位の管理への統合による総合的な生活コンサルティングサービスに前向きに取り組むべきである。さらに、将来はカード等による生活情報全体をカバーした総合的なサービスの開発に積極的に取り組むべきである。

契約者サービスの向上を図るためには、コンピュータ投資の規模の経済性、重複投資のロス等を考慮すると極力システムの共同化の可能性を求めていくべきである。

他方、生命保険会社の保有する個人情報の保護のあり方について、適切なガイドラインを策定するための専門的な検討を図るべきである。

(2) 商品

最近の商品の傾向としては、高齢化社会の進展に伴う老後対策ニーズにマッチした終身保険や年金支払を基本としたものが多くなってきている。特に終身保険については、従来の定期付養老保険のように死亡保障が一定の年齢で切れることなく、終身保障があるほか、一定期間経過後のキャッシュ・バリューを所要資金に利用し、あるいはそれを原資とする年金に切り換えて、生存保障性を高めるなどの自在性にも対応できるため、新しい主力商品となってきている。また、老人福祉分野における生保商品として、一定の条件により要介護状態となったときに被保険者とその家族の生活の安定を図ることを目的として、介護等に係る費用を保障する介護保険等や、公的医療保険制度の改正による一部自己負担を補完する医療保障保険、さらに、わが国で初めて開発され資産の運用実績に基づいて保障が変動するハイリスク・ハイリターン商品の変額保険も相次いで販売されている。

なお、保険料の払込方法の多様化や契約締結後の自在性を図るため、頭金制度の導入により平準払込保険料の低廉化や、ボーナス払制度の導入により収入サイクルに合わせた払込方法のほか、定期保険特約の満期時の自動更新や、定期保険特約から種類の異なる他の特約への変更なども開発されている。

(3) 保険計理

60年4月に、戦後第9回目の生命保険料の引下げが、主力商品を中心に同月以降の新規契約から実施された。この保険料引下げの特徴は、保険料を構成する予定死亡率、予定事業費率、予定利率のすべてについて見直されたことである。すなわち、予定死亡率については、第4回全会社表（54～55年経験値）に改め、予定事業費率については保険金比例の部分を引き下げ、予定利率についても保険期間毎に10年以下6.0%から6.25%に、10年超20年以下5.5%から6.0%に、20年超5.0%から5.50%にそれぞれ引き上げることによって、保険料の引下げを行った。その結果、保険種類、加入年齢、性別により異なるが、保険料は平均で約10%の引下げとなった。

また、解約返戻金控除率が引き下げられ、この結果、解約返戻金が増額することとなった。

(4) 募集制度の改善

57年度を初年度とした第3次計画においては、第1次、第2次の反省をもとに、各社の事業計画とのリンク

を求めたこと、目標値としての基本指標値の設定等、指導を強化したことにより相応の成果は得たものの、所期の目標を達成しているとは言い難い状況にあった。

そのため、引き続き60年度を初年度とする第4次募集体制整備改善計画をスタートさせた。

第4次募集三計画の実情をみると、募集体制を巡る周辺環境等の好転と各社の改善努力が功を奏し所期の成果を達するに至っている。従って、昭和51年以降実施されてきた「募集体制に関する整備改善計画」は昭和62年度をもって終了することとした。

しかし、募集体制を巡る最近の環境は商品内容の高度化、販売チャネルの多様化等、顕著なものがあり、従来にも増して、募集体制の一層の整備・改善を図り、経営の合理化・顧客への良質なサービスの提供など社会的責任を果たしていくことが肝要なことから、63年度を初年度とする「募集体制の整備改善自主計画」を新たにスタートさせて、募集体制のより一層の改善を図ることとした。

(5) 資産運用の改善

最近における生命保険会社をとりまく資産運用環境の変化にかんがみ、生命保険会社の財産利用方法書の改正を行い、資産運用規制の緩和、簡素化措置等を講じ、運用の多様化、効率化を図ることとした。

(主要改正概要)

- ① 制度の見直し
 - イ 変額保険の販売に伴う特別勘定の新設
 - ロ 任意運用枠の新設
 - ハ 有価証券保有等規定の明確化
- ② 体系的見直し
 - イ 貸付規定の簡素化（貸付形態による規定整備）
 - ロ 詳細規定の整備（通達→事務連絡→内規）
- ③ 環境変化に対応（金融のセキュライゼーションへの対応）
 - イ 運用対象の拡大（貸付債権の譲受を運用対象に加えた）
- ④ 運用枠規制の緩和
 - イ 外貨建資産保有率 25%→30%
 - ロ 外国有価証券保有枠 10%→25%→30%
 - ハ 消費者ローン貸付枠 5%→10%
 - ニ 有価証券を運用対象とする金銭の信託 3%→5%

(6) 有価証券運用の多様化

機関投資家としての生命保険会社の有価証券運用の多様化等を図るため、次のとおり運用を認めた。

- ① 金融先物市場への参加
- ② 株式信用取引市場への参加

(7) 為替リスク対策

急速に増大してきている生命保険会社の対外投資に伴う為替リスクヘッジ対策の一環として外貨建債務取入れ（インパクト・ローン）を認めた。

(8) 関連会社規制の緩和

保険事業の効率性の推進、顧客ニーズへの的確な対応を図るため新たに、次のような規制緩和措置を講じた。

- ① 業務範囲の拡大
(100%関連会社)
 - イ 担保管理・有価証券管理業務
 - ロ コンピュータ・ソフトの販売に必要な付属機器の販売
 - ハ 広告・宣伝関係業務
 - ニ C D機等の保守運行等の管理業務
(10%関連会社)
 - イ 抵当証券業務
 - ロ 投資顧問業務

- ハ クレジットカード業務
- ニ ベンチャーキャピタル業務
- ホ 消費者ローン業務
- ヘ 自動車リースに付随するメンテナンスサービス業務
- ト 情報処理・VAN業務
- チ 健康・福祉関連事業

② 収入依存度制限の緩和（100%関連会社）

- イ 他の100%関連会社からの収入は親会社からの収入として取り扱う
- ロ CD機等の管理業務及び生命保険業務に関連するコンピュータ関連業務については、親会社からの収入に50%以上依存すればよい

③ 適正化措置済み関連会社(注)の規制緩和

適正化措置済みの関連会社への役職員の出向については当該会社の再建、当該出向者の資格の取得（不動産関係の資格は除く）その他やむを得ないと認められる場合について、ケース・バイ・ケースで認める

（注）関連会社に行わせてはならない業務を既に関連会社に行わせていた場合には、当該会社と保険会社との関係の適正化を図った。

(9) 不動産取得事前承認申請基準の改定

最近における不動産取得状況及び事務の合理化、簡素化の観点をも踏まえ次のとおり基準の改訂を行った。

1件20億円以上（土地については10億円以上）の物件取得の事前承認→1件20億円（土地10億円）以上の物件の取得については、事前届出、但し1件50億円以上の物件については事前承認

(10) 外国生保の対日進出

① オマハ社

わが国において、外国人のみを対象に営業を行っていた米国の生保会社であるオマハ社が、60年10月日本人向け営業の認可を得、60年11月業務を開始した。

この結果、外国保険事業者に関する法律に基づき支店形態で日本人向けの営業をしている会社が4社となった。

なお、同社の属するオマハ保険グループは、個人健康保険の分野では全米第1位であり、日本における営業も医療保険を主体として展開している。

② ナショナーレ・ネーデルランデン社

オランダ最大の生命保険会社であるナショナーレ・ネーデルランデン社に対し、61年3月24日付で、外国保険事業者に関する法律第3条第1項の規定に基づき、わが国において生命保険事業を営むことを免許した。

この結果、外国保険事業者に関する法律に基づき、支店形態で日本人向けの営業免許を得ている会社は5社となった。

なお、同社は61年4月から営業を開始しており、販売商品としては、医療保障付定期保険を中心に販売を行っている。

③ エクイタブル社

エクイタブル生命保険株式会社に対し、61年10月6日付で保険業法第1条第1項の規定に基づき、生命保険事業を営むことを免許した。

この結果、わが国において生命保険事業を営む会社は、保険業法に基づくものが24社となり、このほか外国保険事業者に関する法律に基づき、日本人向けの営業免許を得ている会社が5社あるので、これを含めると合計29社となった。

なお、同社は米国のエクイタブル生命保険会社が全額出資し設立された会社であり、61年10月から営業を開始した。販売商品はすべて無配当商品であり、変額保険を主体に販売を行っている。

④ プルデンシャル社

プルデンシャル生命保険株式会社に対し、63年2月2日付で、保険業法第1条第1項の規定に基づき、生命保険事業を営むことを免許した。

この結果、わが国において生命保険事業を営む会社は、保険業法に基づくものが25社となり、このほか、

外国保険事業者に関する法律に基づき、日本人向けの営業免許を得ている会社が5社あるので、これを含めると合計30社となった。

なお、同社は米国のザ・プルデンシャル・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカが全額出資し設立された会社であり、営業開始を63年4月から開始している。販売商品の変額保険、終身保険を主体に、専業外務員だけで販売を行っている。

(11) 国債の窓販について

生命保険会社においても63年4月から国債の窓販業務が開始されることとなった。

これには、取扱える国債がシ団引受にかかる長期利付国債のみであり、かつ、販売額は当面シ団引受分の1/2を限度とするなど制約が設けられているが、多様化する顧客ニーズに応えることに加え、生命保険会社にとって従来にない商品を取扱うという点で画期的なことと言える。

なお、63年度税制改正で、国債の窓口販売を行うことに伴い、当該国債の利子について、老人等の少額公債非課税制度が適用されることとなった。

〔12〕 第12期（平成元－3年）

(1) 保険審議会の審議状況

人口の高齢化、金融の自由化・国際化、金融制度改革の動き等の保険事業を取り巻く環境の変化に鑑み、保険審議会（会長・青山俊セゾングループ相談役）では、平成元年以降、「保険事業の在り方及び保険関係法規の見直し」について、長期的かつ広範な見地から審議を行っており、この検討の場として「総合部会」が設置されている。

総合部会では、①保険事業の役割、②保険会社の業務範囲の在り方、③保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備、④保険会社形態の在り方、⑤保険募集の在り方、⑥保険事業の監督の在り方の6つの検討事項について審議が行われており、平成2年6月1日に「保険事業の役割」についての報告、平成3年4月26日に「保険会社の業務範囲の在り方」についての経過報告が取りまとめられている。

なお、これと並行して、総合部会の下のワーキング・グループとして設置された「国際問題小委員会」（平成2年3月～平成3年3月）及び「保険経理小委員会」（平成2年6月～平成3年4月）において、それぞれ「外国保険事業者の取扱い」及び「保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備」について検討が行われ、報告が取りまとめられた。

(1) 総合部会報告「保険事業の役割について」（平成2年6月1日）は、全体の審議の総論にあたるものである。同報告においては、次のような提言が行われている。

① 国民経済的な役割の高まりへの対応

- 高齢化社会の進展等保険事業を取り巻く環境の変化に対応して、保険事業の機能の一層の充実を図る必要がある。
- 社会基盤の整備等、国民生活、国民経済の安定、向上への貢献や保険事業の公共性を踏まえた内外金融市場等への配慮が必要である。
- 国際化の進展に伴い、対外的に開かれ、諸外国との整合性のとれた制度の構築が必要である。

② 利用者ニーズに対応した商品サービスの実施

- 積極的なマーケティングを行い、商品、サービスの充実が進められるような体制を整備する必要がある。
- 生命保険事業と損害保険事業について、更に相互乗入れを進める。
- 販売チャネルの多様化によるサービスの充実を図る必要がある。

③ 新しい利用者ニーズへの対応

- 高齢化社会の進展等により、特に貯蓄機能の一層の発揮が求められており、保険会社はこのような新しいニーズに商品面に対応していく必要がある。
- 金融の自由化、国際化、証券化に対応した、より効率的で収益性の高い資産運用を進め、その成果を商品価格に反映させることにより、商品販売と資産運用のリンケージを強化する必要がある。
- より高い収益の還元を図るため、資産運用手段、業務を多様化する必要がある。

- 保有資産に係るリスクの増加に伴い、リスクヘッジ手段の拡大を図り、資産運用手段、業務の多様化に伴う資産リスクのチェック体制の整備を進めていく必要がある。
- 資金調達について資産運用の安定性確保、効率化に必要な範囲において弾力化する必要がある。
- 金融の自由化、国際化、証券化等の進展に対応して、保険事業においても利用者ニーズに応えるため、幅広いサービスの提供が必要となっており、保険会社の周辺金融関連業務への参入の在り方について更に検討を行うことが望ましい。

④ 保険事業の効率化促進

- 保険事業の効率化を進めるため、商品、価格（料率、配当）、サービスの面での競争促進が必要である。
- 支払保証基金のような環境の整備を検討する必要がある。
- 競争促進のため、新規参入を抑制的にすべきでない。

⑤ 運営体制の在り方等

このような役割を果たしていくため、運営体制、行政監督の在り方の見直しを行う必要がある。

(2) 総合部会経過報告「保険会社の業務範囲の在り方について」（平成3年4月26日）においては、次のような提言が行われている。

① 総論

- 保険事業・商品の特質は、保障（補償）、貯蓄、資産運用、金融仲介の4つの機能が結びついている点にある。
- 環境の変化に対応して、保険事業がその諸機能を発揮していくため、①規制緩和による競争促進、事業の効率化、②事業の健全性の維持の2つの角度から保険会社の業務の見直しを行う必要がある。

② 保険事業の多様化、効率化

- 保険商品、資産運用、サービス、販売等に係る規制を緩和することにより、保険事業の多様化、効率化を進め、利用者利便を増進する必要がある。
- 保険商品については、料率、配当による競争を進めるとともに、行政当局による商品審査の簡素化を行う。また、マーケティングの充実による利用者ニーズの適切な把握を図る。
- 商品販売と資産運用の一体的管理を実現するため、現行の合同運用を見直し、商品特性に応じた区分経理、特別勘定を導入・活用する必要がある。
- 保険会社の経営資源を有効利用できる範囲で資産運用手段、業務を多様化するとともに、資金調達を弾力化することが重要である。

保険会社が業務の規制緩和として要望している業務のうち、利用者ニーズへの対応の緊要性が認められるものについては、国際的整合性や他業態との規制の差異等に留意しつつ、検討を進める。

資産運用の安定性の確保、効率化の促進のため、保険会社が一定の範囲内でより効率的な資金調達手段を選択できるようにすることが望ましい。

- 既存の販売チャネルの効率化や商品特性に応じたチャネルの開発による販売面での多様化、効率化の必要がある。
- 生命保険、損害保険両事業間のリスク、期間の差異が縮小し、取扱い商品の同質化が進んでいることから、生損保兼営を可能とすることが望ましい（兼営の方式は、子会社方式が考えられるが、本体による取扱についても更に検討する）。傷害・疾病・介護分野については、全面的な相互乗入れを可能とし、より幅広い乗入れについては、兼営禁止規定の検討を含め、これを進めることが適当である。

③ 保険事業と他業態との関係

- 保険商品と金融商品、保険事業と他業態との金融仲介面での同質性が高まっている。また、欧米各国では、保険事業と他業態との同質化が進んでおり、銀行等との間で相互参入の動きが見られる。
- 金融制度の見直しに当たっては、利用者利便の向上を図る観点から、制度としては、保険事業を含めた各業態間の幅広い相互参入が可能になることが望ましい。その場合、免許事業としての特質に配慮し、事業の健全性の維持、利益相反の防止等に留意する必要がある。
- 保険会社の周辺金融関連業務（銀行業務・信託業務・証券業務）への参入の在り方等については、金

融制度調査会、証券取引審議会の審議を踏まえ更に検討を進める必要がある。

④ 業務の見直しのための体制整備

- 業務の見直しに当たっては、リスク管理体制の整備等を行い、事業の健全性を維持する必要がある。この観点から、保険経理・ディスクロージャー、保険会社形態の在り方について検討を進める必要がある。

⑤ 保険会社の新しい業務の在り方

- 各社が事業の健全性維持のために最低限必要な規制に服しつつ、原則として保険事業の諸機能の維持・充実に必要な範囲で、自らの経営判断により多様な業務を展開できる自由度の高さが求められている。こうした自由度の下で、商品開発、資産運用、販売、リスク管理等の体制整備の努力を保険会社自身が行うことにより、収益性と健全性のバランスの取れた、透明性ある保険事業が実現される。

(2) 商品

昭和60年5月保険審議会答申「新しい時代に対応するための生命保険事業のあり方」、平成2年6月保険審議会総合部会報告「保険事業の役割について」及び平成3年4月保険審議会総合部会経過報告「保険会社の業務範囲の在り方について」の趣旨に沿って、その具体的対応策を検討するとともに、消費ニーズに即応した商品開発を進めるなど適切な対応をするよう業界を指導してきている。なお、商品の認可に当たっては、保険制度上の観点からの合理性、公平性、健全性や契約者利益の増進に寄与するための適性な競争等が確認できれば、具体的な商品内容については、できる限り生命保険会社の創意工夫による経営責任と消費者のニーズを反映した市場に委ねるよう配慮している。また、商品認可における審査の簡素化・迅速化についても簡易審査の拡充等により押し進めてきている。

このようなことから、①終身保険或いは個人年金保険の保険料払込満了後に従来の保障内容から介護保障、死亡保障、年金保障に単独又は複数組合せて変更できる介護年金移行特約、介護割増年金移行特約、夫婦介護年金移行特約、年金移行特約、夫婦年金移行特約、②被保険者を女性に限定した女性専用の疾病保険又はガン保険、③低廉な保険料で2名（夫婦）の被保険者の死亡保障を行う連生終身保険、同特約、連生定期保険特約、④高度先進医療を受療したときにその技術料に応じて給付金を行う高度先進医療特約及び⑤いわゆる三大成人病に罹患し、罹患後所定の状態が継続したような場合に死亡保険金と同額の給付を行う特定疾病給付終身保険、同定期保険の創設等が積極的に行われている。

(3) 保険計理

平成2年4月に、戦後第10回目の生命保険料の改訂が、主力商品を中心に同月以降の新規契約から実施された。この保険料改訂の特徴は、保険料を構成する予定死亡率、予定事業費率、予定利率のすべてについて見直されたことである。すなわち、予定死亡率については、第5回全会社表（昭和59～60年経験値）に改められ、予定事業費率については保険金比例の部分が引き下げられ、予定利率については、保険期間毎に10年以下6.25%から5.75%に、10年超20年以下6.0%から5.5%にそれぞれ引き下げられた。この結果、保険種類、加入年齢、性別により異なるが、保険料は、貯蓄性の強い一時払養老保険では約4%の引上げとなり、一般の終身保険等では約6%の引下げとなった。

また、解約返戻金控除率が引き下げられ、この結果、解約返戻金が増額することとなった。

(4) 資産運用の改善

最近における生命保険会社をとりまく資産運用環境の変化にかんがみ、生命保険会社の財産利用方法書の改正を行い、資産運用規制の緩和、簡素化措置等を講じ運用の多様化、効率化を図ることとした。

(主要改正概要)

- ① 制度の見直し
厚生年金基金保険等特別勘定第二特約の新設
- ② 環境変化に対応（金融のセキュリタイゼーションへの対応）
貸付債権の流動化
- ③ 運用枠規制の緩和
有価証券を運用対象とする金銭の信託 5%→7%

(5) 有価証券運用の多様化

機関投資家としての生命保険会社の有価証券運用の多様化等を図るため、次のとおり運用を認めた。

金融・証券先物取引規定の整備

(6) 関連会社規制の緩和

保険事業の効率性の推進、顧客ニーズへの的確な対応を図るため新たに、次のような規制緩和措置を講じた。

① 業務範囲の拡大

(100%関連会社)

生命保険会社所有の店舗用駐車場スペースの休業日等における管理・運営業務

(10%関連会社)

信用保証会社の業務（親会社以外の住宅ローン及び消費者ローンに対する保証）

② 収入依存度制限の緩和（100%関連会社）

ダイレクトメールの封入・発送関連業務（印刷業務を除く）、融資に係る担保不動産の現地確認・評価業務及び人材派遣業務、不動産維持・管理業務（親会社所有のビルに限る）については、親会社からの収入に50%以上依存すればよい。

(7) 外国生命保険会社について

国際化の進展に伴い、我が国生命保険市場に参入を希望する外国の保険会社は多い。保険事業は極めて公共性の高い事業であることから、我が国においても各国同様、免許制が採られている。外国の保険会社が進出を具体的に希望してきた場合には、契約者保護や事業の健全性維持の観点等から問題がないかどうか検討を行い、この結果、特段の問題がない限り前向きに対応をしてきている。

我が国への進出に当たっては、外国保険事業者に関する法律（昭和24年6月1日法律第184号。以下「外者法」という。）第3条第1項に基づく免許を受け、支店形態で事業を行う方法と保険業法（昭和14年3月29日法律第41号）第1条第1項に基づく免許を受け、内国生命保険会社（現法）の形態で事業を行う方法の2種類がある。

平成元年度においては、新たな免許付与を含め特段の異動事例はなかった。

平成2年度においては、昭和56年12月に支店形態で進出したコンバインドが新たにオリエントコーポレーションとの間で合併によりオリエント エイオンを設立（保険契約はコンバインドからオリエント エイオンに包括移転し、支店形態のコンバインドは日本における生命保険事業を廃止した。）し、同社は2年7月に免許を取得したが、その後、3年9月に合併を解消するとともに、3年12月に社名変更し、オリコとした。

平成3年度においては、昭和39年6月に支店形態で進出し、米国軍人等を対象にドル建事業を行い、60年10月から円貨建事業（所謂日本人向け事業）を行っていたオマハが、新たにオリックス㈱グループ3社との間で合併によりオリックス・オマハを設立（オマハの円貨建保険契約は、オリックス・オマハに包括移転した。）し、平成3年5月に免許を取得している。

なお、オマハは引き続き支店形態でドル建事業を行っている。

また、昭和61年10月に現法形態で進出したエクイタブルが、平成3年7月に日本信販㈱グループ4社との間で合併化した。同社は、平成4年4月にニコスに社名変更した。

このほか、4年1月には昭和32年2月に支店形態で進出し、米国軍人等を対象にドル建事業を行っていたアメリカン・アミカブルが米国において吸収合併されたことに伴い、日本における生命保険事業を廃止した。

この結果、平成3年度末において外資系の内国生命保険会社（現法形態）は5社、支店形態の外国生命保険会社は14社の計19社（アメリカ18、オランダ1社）となっている。この19社のうち、円貨建事業を行っているものは、外資系の内国生命保険会社5社、支店形式の外国生命保険会社3社の計8社であり、他の11社は米国軍人等を対象とするドル建事業を行っている。

[13] 第13期（平成4年～6年）

(1) 保険制度改革について

- ① 保険事業の在り方及び保険関係法規の見直しについて人口の高齢化、金融の自由化・国際化等、わが国の保険事業を取り巻く環境は大きく変化しており、このような環境の変化に対応して、保険事業のあり方を見直すことが必要となっている。また、昭和14年に制定された保険業法をはじめとする保険関係法規は、これ

まで約半世紀の間、特に抜本的な見直しは行われてこなかった。このため、保険審議会（会長：青山俊セゾングループ相談役）では、平成元年4月の総会において、「保険事業の在り方及び保険関係法規の見直し」について長期的かつ広範な見地から検討を行うことが決定され、同審議会のもとに「総合部会」（部会長（兼会長）：青山俊セゾングループ相談役）が設置された。

総合部会は、元年6月以降、六つの検討事項(注1)について、3年間、53回に及ぶ審議を重ね、4年5月29日に「新しい保険事業の在り方」と題する最終報告を取りまとめた(注2)。同報告は、保険審議会総会において了承され、6月17日に保険審議会答申として大蔵大臣に提出された。

(注1) 総合部会の検討事項

- 保険事業の役割について
- 保険会社の業務範囲の在り方について
- 保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備について
- 保険会社形態の在り方について
- 保険募集の在り方について
- 保険事業の監督の在り方について

(注2) この間、総合部会は、2年6月に「保険事業の役割」についての「中間報告」、3年4月に「保険会社の業務範囲の在り方」についての「経過報告」を取りまとめている。

このほか、「外国保険事業者の取扱い」及び「保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備」については、総合部会の下に設置されたワーキング・グループである「国際問題小委員会」（平成2年3月～平成3年3月、7回開催）及び「保険経理小委員会」（平成2年6月～平成3年4月、9回開催）において、それぞれ検討が行われ、報告が取りまとめられている。

なお、保険経理小委員会報告を受けて、これに基づいた保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備についての具体案を検討し、その実施を確保するため、平成3年6月、保険部長の下に保険経理フォローアップ研究会が設置されている。

② 答申の概要

この答申では、①利用者の立場、②国民経済的見地、③国際性の三つの視点を踏まえ、環境の変化に対応して、保険事業の諸機能を維持・充実していくため、①規制緩和による競走促進、事業の効率化、②事業の健全性維持、③公正な事業運営の確保という観点から、④保険会社の業務範囲、⑤保険商品の販売、⑥保険経理・ディスクロージャー、⑦保険会社形態、⑧保険事業の監督、という保険事業のあり方全般にわたる重要事項について見直し・提言が行われるとともに、今後の保険関係法規の改正の方向が示されている。

(注) 答申のポイント

- 保険会社の業務範囲については、資産運用・資金調達が多様化・弾力化、子会社方式を基本とする他業態との相互参入、子会社方式による生損保の相互参入生損保本体による傷害・疾病分野の相互参入を図ること。
- 保険販売については、販売チャネルの多様化等を図ること。
- 保険経理・ディスクロージャーについては、リスク管理体制の整備、ディスクロージャーの充実を図ること。
- 相互会社については、経営チェックの充実、事業経営のための財産的基礎の整備を図ること。
- 保険事業の監督については、保険商品、資産運用等の規制の見直し、健全性維持のための新たな基準の導入を図ること。

③ 保険関係法規の改正作業

- 答申においては、更に法制的な観点からの検討を要する事項については法制的な検討の場において検討するとともに、実施に移すに当たって専門的、実務的観点からの検討を要する事項については審議会等あるいは行政当局において検討が進められる必要がある旨が指摘されており、更に、本答申を踏まえて法律改正等所要の措置が行われ、速やかに実施に移されることを強く期待する旨が表明されている。
- これを受けて、保険審議会の下に商法学者等から成る法制懇談会が設置され、保険関係法規の見直しについての法制的な観点から専門的な検討が行われた。平成4年7月からの審議の結果、平成6年6月に保

険業法改正法案の骨格と今後の進め方についての考え方(注)を示した「保険業法等の改正について」と題する報告が保険審議会において了承され、大蔵大臣に提出された。

(注) 報告においては、保険関係法規の改正については、まず、子会社方式による生・損保の相互乗入れ等の自由化を進めるとともに、健全性維持や経営危機対応制度の導入等の状況を見極めた後に子会社方式による他業態への進出を含めた制度改革が完了するよう、段階的に行うことが適当であるとしている。

(2) 商品

平成4年6月保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」の趣旨等に沿って、その具体的対応策を検討するとともに、消費者ニーズに即応した商品開発を進めるなど適切な対応をとるよう業界を指導してきているところであるが、この時期の商品の傾向としては、高齢化社会の進展による医療保障ニーズ等の高まりから生前給付型保険などの開発が多くなってきている。

生前給付型の保険には、重度疾病タイプと末期疾病タイプがある。重度疾病タイプのものは、特定の疾病（ガン、心筋梗塞、脳卒中）に罹患した場合に死亡保険金額と同額の保険金が支払われるもので、特定疾病保障保険（定期・終身）などという名称で販売されている。また、末期疾病タイプのものは、疾病原因を問わず、余命6か月以内と診断確定された時に死亡保険金の全部又は一部が支払われるもので、終身保険などに特約（リビング・ニーズ特約）を付加するタイプのもので販売されている。

そのほかに開発された商品としては、疾病又は傷害を原因として就業不能状態となった場合に、就業不能保険金が支払われる就業不能保障保険及び長期就業不能保障保険、満期時に生存している場合に生存保険金が支払われる高齢者生存保障保険、従来の個人年金保険よりも死亡保障を少なくすることによって年金受取額を多くした個人年金保険などがある。また、団体保険関係では、クレジットカード会社などの信用供与機関との間に、一定の利用限度額の範囲で繰り返し消費者信用の供与を受ける契約を締結した債務者が死亡（高度障害）した場合に、保険金を支払い、その被保険者の債務の弁済に充当することを目的とした消費者信用団体生命保険が開発、販売されている。

更に、企業の休業補償制度の受皿等を目的として、団体の構成員が、疾病又は傷害を原因とする入院・在宅療養により、業務に従事できなくなった場合の保障を行う団体就業不能保障保険が開発されるとともに、国民年金基金保険および国民年金基金連合会保険において特別勘定特約が創設された。

(3) 保険計理

① 平成5年4月、個人保険、個人年金保険等について、予定利率を引下げ（保険料上げ）また同時に予定事業費率を引き下げる内容の保険料改訂を同月以降の新規契約から実施した。この結果、保険料は概ね死亡保障性の高い商品で引き下げとなり、貯蓄性の高い商品では引き下げとなった。この保険料改訂の特徴は、予定利率を従来の固定利率方式から、一定の範囲で予定利率を設定しておき、各社はその範囲内で当局へ届出した利率を通用する方式に変更したことである。具体的には、保険期間10年超5.50%、同10年以下5.75%であった予定利率を4.25%～4.75%（適用利率は4.75%）の範囲に改定し、予定事業費率については保険金比例部分（維持費）を引き下げた。

② 平成6年4月、上記①のとおり、前年4月に予定利率の改定を行ったところではあるが、金利動向等の市場環境から判断して将来的な資産運用利回りが、改定後の予定利率を上回ることが困難と見込まれることから、同月以降の新規契約から、2年連続で予定利率を引下げることとなった。具体的には、予定利率の範囲の下限を4.25%から3.00%に引下げ、適用利率を1%下げて3.75%とするものである。

(注) 料率については、会社によって異なるため、上記はその標準的なもの。

(4) 資産運用の改善

最近における生命保険会社をとりまく資産運用環境の変化にかんがみ、生命保険会社の財産利用方法書の改正を行い、資産運用規制の緩和、簡素化措置等を講じ、運用の多様化、効率化を図ることとした。

(主要改正概要)

① 運用対象の拡大

- イ 商品のファンドの取扱い
- ロ 外国貸付債権信託受益証券（CARDs等）の取扱い
- ハ リース・クレジット債権の取扱い（小口債権販売）

ニ 金地金の取扱い

ホ 動産・不動産信託受益権の取扱い

② 環境変化に対応（金融のセキュリタイゼーションへの対応）

イ 一般貸付債権の流動化の信託方式

ロ 地方公共団体等向け債権の流動化の信託方式

③ 運用枠規制の緩和

厚生年金基金保険等特別勘定第2特約の特別勘定及び変額年金福祉事業団保険の特別勘定に属する財産の利用割合の制限撤廃

(5) 関連会社規制の緩和

保険事業の効率性の推進、顧客ニーズへの的確な対応を図るため新たに、次のような規制緩和措置を講じた。

① 金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権又は当事者間の協議決定による再建計画に基づき支援の一環として金利が減免された債権の買取会社は、関連会社通達の適用除外

② 関連会社の業務範囲に、リース・クレジット債権の取扱い（小口債権販売）及び当該保険会社のために行う担保不動産の競落業務（競落後の当該不動産の保有・管理業務を含む。）を追加

(6) 不動産取得事前申請基準の改善

最近における不動産取得状況及び事務の合理化、簡素化の観点をも踏まえ次のとおり基準の改訂を行った。

① 不動産取得事前届出制の廃止

② 1件50億円以上の投資用物件に係る事前承認制を廃止

(7) 資金調達の改善

資産運用の安定性確保、効率化に必要な範囲内において次のとおり資金調達の弾力化を図った。

① C P発行の取扱い追加

② 当座借入の利用期限の緩和

(8) 証券業務の取扱い

平成5年4月の金融制度改革法の施行により、住宅ローン債権信託受益権、国内C P、外国貸付債権信託受益証券（C A R D S）、海外C P、海外C Dが新たに有価証券に指定され、また、私募の取扱いが新たに証取法上の証券業務として新たに位置づけられることとなった。

これを受けて、取扱実績のある生命保険会社は「私募の取扱い」について、同年6月末までに「みなし認可」を得ている。

(9) 募集管理関係

平成4年7月に以下のような通達改正を行った。

① 事故報告関係……生命保険募集人及び職員に係る事故、犯罪等の当局への報告、内部監査の充実等については、通達、事務連絡等が多数発出されており煩雑となっていることから、これらを通達に一本化（整理・統合）した。

② 団体扱い保険関係……団体扱いの基本ルール、団体の適格性、集金手数料の支払等について指導した通達、事務連絡及び口頭指導を通達に一本化した。

③ 生命保険募集人登録補助リスト関係……従来のブラックリストの呼称をプライバシーへの配慮等から、登録補助リストに変更した。

④ 通達等の廃止……通達等の発出後、時間の経過等によって意義が低下しあるいは失われているもの、及び趣旨が徹底されていると認められる通達等8件について廃止した。

(10) 外国生命保険会社について

平成4年度においては昭和39年6月外貨建保険の販売（いわゆる外国人向け営業）に支店形態で進出し、昭和60年10月に円貨建保険の販売（日本人向け営業）を開始したオマハ社が、平成3年5月にオリックスグループ3社との合弁形態により免許を受け、オリックスオマハを設立していたが、平成4年11月に合併を解消したことに伴い、オリックス(株)グループ100%出資の内国法人へと株主構成を変更、改組し、平成5年2月にオリックス生命保険株式会社に社名を変更している。

この結果、平成4年度末において、外資系の内国生命保険会社（現法形態）は5社、支店形態の外国生命保

険会社は、円貨建事業会社3社、米国軍人等を対象とする外貨建事業会社11社となった。平成5年度においては、ソニー生命株式会社の株式を30%保有していたプルコインクが、平成5年6月ソニーのグループ会社に譲渡したことにより、ソニーグループが90%の株式を保有することとなり、実質的に内国会社となった。

また、昭和48年2月外貨建保険の販売に支店形態で進出したアメリカン・ディフェンダース・ライフ・インシュアランス・カンパニーが平成5年5月事業廃止した。

この結果、平成6年2月末において、外資系の内国生命保険会社（現法形態）は4社、支店形態の外国生命保険会社は、円貨建事業会社3社、米国軍人等を対象とする外貨建事業会社10社となった。

〔14〕 第14期（平成7年以降）

（1） 保険制度改革について

① 保険業法等の改正

人口の高齢化、金融の自由化・国際化の進展等、保険業を取り巻く環境の変化に対応して、「保険事業の在り方及び保険関係法規の見直し」について平成元年4月から3年間に渡って審議され、その結果、平成4年6月に「新しい保険事業の在り方」と題する保険審議会答申が大蔵大臣に提出された。これを受けて、具体的に保険業法等の改正作業に入るため、保険審議会の下に商法学者等から成る法制懇談会が設置され、保険関係法規の見直しについて検討が開始され、平成6年6月に、改正法案の骨格と今後の進め方について考え方を示した「保険業法等の改正について」と題する報告が大蔵大臣に提出された。

この保険審議会報告を受けて、平成7年3月に「保険業法案」及び「保険業法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出され、5月31日に可決、成立し、6月7日に公布された。また、これらの法律を施行するため「保険業法施行令」ほか2政令(注1)が12月22日に、施行のための手続規定の整備のために「保険業法施行規則」ほか9省令(注2)が平成8年2月29日に公布された。

（注1） 保険業法関係政令

- 保険業法の施行期日を定める政令
- 保険業法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

（注2） 保険業法関係省令

- 保険業法等の施行に伴う関係省令に整備等に関する省令
- 外国保険会社等供託金規則
- 免許特定法人供託金規則
- 保険仲立人保証金規則
- 損害保険料率算出団体に関する省令
- 損害保険料率算出団体に関する法律に基づく公開の意見聴取に関する省令
- 船主相互保険組合法施行規則の一部を改正する省令
- 中小企業協同組合法施行規則の一部を改正する省令
- 金融機関再建整備法施行規則の一部を改正する省令

② 保険業法の内容

新保険業法の大きな柱は、(a)規制緩和・自由化の推進、(b)保険業の健全性の維持、(c)公正な事業運営の確保、三本である。

（a） 規制緩和、自由化の推進

イ. 生・損保の相互参入

生・損保兼営禁止は維持されるが、子会社方式による生・損保相互参入が認められる。具体的には、生命保険会社は損害保険会社の50%超の株式を取得することができ、損害保険会社は生命保険会社の50%超の株式を取得することができることを規定している。

さらに、傷害・疾病・介護分野（いわゆる第三分野）の保険の引受けについては、生・損保本体の相互乗入れが可能となる規定となっている。

ただ、第三分野における今後の生・損保の相互乗入れについては、第三分野への経営の依存度の高い保険会社（中小保険会社・外国保険会社）に配慮する旨の規定を附則に置いている。すなわち、生・損

保本体の第三分野相互乗入れについては、これらの会社の第三分野に係る経営環境の急激な変化を避けつつ、進めていくこととなる。

ロ．保険料率についての届出制の導入

旧保険業法では、保険商品・料率について、保険契約者等の保護を図るため、一律認可制となっていた。これに対し、新保険業法では、規制緩和・競争促進の観点から、保険契約者等の保護に欠けるおそれの少ないものとして大蔵省令で定められる特定の保険商品・料率（厚生年金基金連合会等との保険契約や海上保険等）については届出制を導入することが規定されている。この結果、届出制の導入を通じて、保険会社による商品開発の迅速化が図られ、あるいはより経済社会の変動に即応した機動的な料率の設定が可能となり、契約者にとっては、自らのニーズに一層合致した新たな保険サービスを受けることが可能となると考えられる。

なお、損害保険商品については、「損害保険料率算出団体に関する法律」が改正され、契約者保護上問題の少ない保険種目について、付加保険料の弾力的改定が可能となる付加率アドバイザー制度が導入されている。

ハ．生命保険募集人の一社専属制の緩和

保険契約者等の保護を図るとの観点から、生命保険会社は他の生命保険会社の募集人に対して保険募集の委託をしてはならないという、いわゆる一社専属制が引き続き規定されているが、他方において、商品特性に応じた販売チャネルの多様化、効率化が利用者の立場、国民経済的見地から、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定められる場合については、一社専属制を適用しないという形で適用除外の規定が設けられている。

ニ．保険ブローカー制度の導入

保険ブローカー（保険仲立人）とは、契約者と保険会社との間に立って契約者が自らのニーズに最も適した商品を手入できるよう尽力する者であり、諸外国において一般的に認められている。このため国際的な整合性の確保や販売チャネルの多様化、競争促進による利用者利便の向上を図るとの観点から、今般の保険制度改革において、中立の立場で保険契約の締結の媒介を行う者として、保険ブローカー制度が導入されている。

また、保険ブローカーに対して、契約者保護の観点から、①賠償資力の確保のため、保証金の供託をしなければならないこと、②顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行わなければならないこと、③保険会社の代理店等を兼ねることはできないこと等が規定されている。

(b) 保険業の健全性の維持

イ．自己資本比率（ソルベンシーマージン）基準の導入

銀行等においては、健全性を判断するための基準である自己資本比率が既に導入されており、保険会社についても①規制緩和・自由化措置の一環として、個別の規制を緩和し、②保険会社の経営の健全性を行政上の指標として把握するため、ソルベンシー・マージン基準が今回導入されることとなった。この基準は、保険会社が、保険契約者等に対する将来の保険金等の支払いのために積み立てている責任準備金を超えて有する支払余力を指標として把握するものである。具体的には、保険会社が直面している通常の予測を超える保険リスクや資産運用リスク等の諸リスクを定量化して、そのリスク相当額に対して、保険会社の自己資本と考えられる資本勘定、諸準備金等の合計額を指標として把握するもので、経営の健全性については総合的に判断され、適切な改善措置を講じなければ経営の健全性を損ない保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあると認めるときは、大蔵大臣は保険会社に対して、期限を示して経営の改善計画の提出を求めることができるものとされている。

ロ．経営危機対応制度の整備

保険会社が経営危機に陥った場合の対応については、経営が破綻した保険会社の保険契約を包括移転・合併等により、できる限り継続させるため、保険契約者の意向を踏まえた任意手続きを基礎としつつも、大蔵大臣が積極的に関与して迅速に処理する制度を導入している。具体的には、①経営が破綻した保険会社に対し、大蔵大臣が保険契約の包括移転・合併等の協議をするように命じ、又は、大蔵大臣が選任する保険管理人による経営の管理等を命じること、②保険管理人は、包括移転等の必要な措置を

定める計画を作成し、大蔵大臣の承認を得て実施すること、③包括移転等の際し、保険契約者の異議申立て手続きを経て、保険金額の削減等の契約条件の変更を行うことができること等が規定されている。

さらに、これらの包括移転等がスムーズに行われるよう、資金的バックアップをするための制度として保険契約者保護基金に係る規定を設けている。具体的には、①保険会社を参加者とした保険契約者保護基金が大蔵大臣により指定されること、②指定を受けた基金は、破綻会社の保険契約を引き受ける救済保険会社等に対し、資金援助（金銭の贈与、貸付等）を行うこと等が規定されている。

ハ．保険計理人制度の拡充

保険計理人（保険会社において保険数理に関する事項に関与する者として取締役会において選任された者）は、毎決算期において、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていること、配当の分配が公正、衡平に行われていること等を確認し、その結果を取締役に報告しなければならないことが規定され、保険計理人の職務を拡充している。

(c) 公正な事業運営の確保

イ．経営チェック機能の強化

相互会社における経営チェック機能を強化するため、最高意思決定機関である総代会に関し、明確な規定を整備し、かつ、少数総代権や少数社員権について、絶対数基準を導入する等行使可能なものとして規定している。

また、社員の代表訴権について、株式会社にならって社員の単独権とすることを規定している。

ロ．ディスクロージャーについての規定の整備

保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を説明する書類を本支店に備え置き、公衆の縦覧に供することとし、ディスクロージャーの根拠規定を置いている。

ハ．その他の公正な事業運営の確保

商品情報面での予想配当の禁止、商品内容の一部比較の禁止については、保険契約者等を誤解させるおそれのあるもの以外は規制の対象外としている。

また、消費者保護の観点から、クーリング・オフ制度を規定している。

(d) その他の規定の整備

我が国に支店等の形態で進出している外国保険業者の取扱いについては、保険契約者保護等の観点から、資産の国内保有義務を課しているほかは、内外無差別の考え方に基づき、できる限り内国保険会社と同一の取扱いとすることとしている。

また、いわゆるロイズの参入については、外国保険業者に対する特則を設け、一定の条件を満たす法人の構成員が日本において保険業を行うことを可能としている。

③ 保険制度改革の今後の進め方

平成6年6月の保険審議会報告は、保険制度改革の進め方について「新制度への移行によって混乱が生じ契約者等の保護に重大な影響を及ぼすことのないよう、漸進的かつ段階的に制度改革を進めていく必要がある」としており、このため、例えば、他業態との相互参入については、「まず子会社方式による生・損保の相互乗入れを含む保険制度の自由化を進めるとともに、健全性維持のためのソルベンシー・マージン基準や新しい経営危機対応制度の導入などの法制化を急ぐことが必要であり、その定着を見極めた後に子会社方式による他業態への進出を含めた制度改革が完了するよう、段階的に行うことが適当である」としている。

(2) 商品

高齢化の進展や、医療技術の進展による医療負担の増加等の要因により、老後保障ニーズ、医療・介護ニーズに着目した商品開発が盛んに行われている。

老後保障ニーズへの対応としては、保険料払込期間中の死亡保障を既払保険料相当額に抑えることに加え、年金開始後の保証期間をなくすことで、一層生存保障性を高めた個人年金保険が販売されている。

医療・介護ニーズへの対応としては、死亡・高度障害の他に、重度の慢性疾患に罹患（該当）した場合に、死亡保険金額と同額の保険金を支払う商品や、疾病による障害状態を保障する特約や、さまざまな日常生活動作を遂行する能力を点数化し、それに応じて支給金額の等級を判定する新しいタイプの介護保険が開発されている。

その他の動向としては、死亡時に一時金ではなく、一定期間の年金として、保険金が支払われるタイプの商品が各社から相次いで発売されていることが注目される。

また、団体保険関係では、団体信用生命保険に関して、その被保険者に連帯保証人を含めることが可能とする改定が行われた。

(3) 保険計理

平成8年4月、個人保険、個人年金保険等について、予定利率を引き下げ（保険料は引き上げ）、予定死亡率を引き下げ、また一部商品については予定事業費率を引き下げる内容の保険料改訂を同月以降の新契約から実施した。この結果、保険料は概ね引き上げとなり、死亡保障性の高い一部の商品では引き下げとなった。この保険料改訂の特徴は、保険料を構成する予定利率、予定死亡率、予定事業費率のすべてについて見直したことであり、このような全面的な改訂は、平成2年4月以来6年ぶりである。具体的な改訂内容は、予定利率については、3.75%から2.75%に引き下げ、予定死亡率については日本アクチュアリー会作成の「生保標準生命表1996」に改めた。なお、この予定利率、予定死亡率の水準は大蔵省告示に定められた標準責任準備金の計算基礎率と同じである。また、予定事業費率については、定期特約等の保険金比例部分（維持費率）を引き下げた。

（注）保険料率については、会社によって異なるため、上記はその標準的なものである。

(4) 資産運用の改善

最近における生命保険会社をとりまく資産運用環境の変化にかんがみ、生命保険会社の財産利用方法書の改正を行い、資産運用規制の緩和、簡素化措置等を講じ、運用の多様化、効率化を図ることとした。

（主要改正概要）

運用対象の拡大

リース・クレジット債権の取扱いに関し、小口債権販売に加え、特定事業者からの基本債権の譲受けを追加。

(5) 外国生命保険会社について

平成7年4月から、いままで支店営業を行っていたナショナル・ライフ社が、現法化したことに加え、フランスの持株会社であるアクサ株式会社が、現地法人形態で営業を開始した。

この結果、平成8年3月末において、外資系の内国生命保険会社（現法形態）は5社、支店形態の外国生命保険会社は、円貨建事業会社2社、米国軍人等を対象とする外貨建事業会社10社となった。

2. 損害保険事業

紙面の都合により昭和20年から昭和54年までの間の諸経緯は本号では省略することとしたが、読者の便を考え、省略した内容の項を冒頭に掲げておくことにした。

なお第1期から第6期の詳細は、311号（1978.3発行）を、第7期については407号（1986.3発行）を、第8期については431号（1988.3発行）を、第9期については479号（1992.3発行）をそれぞれ参考にしていきたい。

〔1〕第1期（昭和20－22年）

- (1) 終戦処理
- (2) 事業の麻痺
- (3) 再建の方策

〔2〕第2期（昭和23－27年）

- (1) 事業の立直り
- (2) 関係法規の制定
- (3) 事業への批判

〔3〕第3期（昭和28－31年）

- (1) 業績の安定

(2) 業界批判に対する態度

〔4〕第4期（昭和32－37年）

- (1) 事業の動向
- (2) 保険行政の推移

〔5〕第5期（昭和38－42年）

- (1) 事業の動向
- (2) 保険行政の推移

〔6〕第6期（昭和43－46年）

- (1) 事業の動向
- (2) 保険行政の推移

〔7〕第7期（昭和47－50年）

- (1) 事業の動向
- (2) 保険行政の推移

〔8〕第8期（昭和51－54年）

- (1) 事業の動向
- (2) 保険行政の推移

〔9〕第9期（昭和55－57年）

- (1) 事業の動向
- (2) 保険行政の推移

〔10〕第10期（昭和58－63年）

事業の動向

損害保険会社の正味収入保険料の動向をみると、55年度以来9期連続一桁台の低い伸びに止まっている。しかし、積立型商品の好調な売行きもあって、元受収入保険料ペースでは、この期に入り概ね好調な伸びを示すようになった。

58年度から63年度までの元受収入保険料の動向を保険種類別の年平均伸び率でみると、企業分野では海上保険が2.9%減少したほか、運送保険が4.0%の増加と低調な伸びに止まっている。これに対して、家計分野では、自動車保険、自賠責保険がそれぞれ5.3%、5.8%と堅実な伸びを示しているのに加えて、傷害保険が積立型商品の好調な売行きから16.2%と大幅な伸びを示している。この結果、積立型商品のウェイトが引き続き増大し、63年度における積立型商品の、元受収入保険料に占める割合は40.9%に達している。

保険事業の損益面では、58年度は、支払保険金が増加したものの、正味収入保険料（含む積立）が順調に増加したことなどから当期利益は2期連続（56年度は0.8%減、57年度は6.9%減）の減益から脱却し、5.6%の収益となっている。59年度は、満期返戻金の大幅な増加から正味収入保険料（含む積立）が伸び悩んだものの資産運用収益の増加などから当期収益は9.8%増と前年度を上回る増益となっている。60年度は、正味収入保険料（含む積立）が大幅に増加したことに加え、損害率の低下のほか、支払備金の積増負担が軽減されたことなどから、当期利益は14.2%の増益となっている。61年度は、引き続き正味収入保険料（含む積立）が大幅に増加したうえ損害率もさらに低下しているものの、責任準備金の積増負担が増加したことなどから当期利益は7.9%の増益となっている。62年度は、積立傷害保険の大幅な減収により、正味収入保険料（含む積立）は前年度を大きく下回ったが、自動車保険等の順調な伸びにより正味収入保険料（除く積立）は増収となったほか、損害率の改善も進んだことなどから当期利益は12.3%の増益となっている。63年度は、正味収入保険料（含む積立）が大幅に増加したこと

に加え、損害率の改善、資産運用収益の増加などから当期利益は17.6%の増益となっている。

〔11〕 第11期（平成元－3年）

（1）事業の動向

損害保険会社の正味収入保険料の動向をみると、元年度は、火災保険が民間住宅着工件数が高水準に推移したことや企業分野も設備投資が2桁の伸びなどにより増加し、自動車保険も契約台数の伸びと高級車指向による単価の伸びを反映し前期に引き続き順調な増収となったほか、元年10月に発売の介護費用保険が順調な伸びとなった結果、正味収入保険料は5兆2,003億円と前年に比べ10.1%の増加となった。2年度は自動車保険が引き続き高級車指向に伴う普通車の新車販売台数の増加等により2桁の伸びを示した。また、介護費用保険などの新種保険も高い伸びとなったほか、運送保険や海上保険についても好調な伸びとなった。一方、火災保険は民間住宅着工件数の減少等により低調であったが、結果として全種目の正味収入保険料は5兆6,286億円と前年に比べ8.2%の増加となった。3年度は自動車保険が景気の後退により新車販売台数は低迷したものの、保険料の改定が寄与し、3年連続2桁の伸びを示した。しかしながら、火災保険や自賠責保険の伸びが鈍化した結果、全種目の正味収入保険料は5兆9,917億円と前年に比べ6.4%の増加にとどまった。

保険事業の損益面では、元年度は火災保険で自然災害等による大口支払が増加し、自動車保険も自動車事故の急増を反映した車両、対物の増加により大幅に増加となったことなどから、当期利益は前期に比べ2.0%の減少となっており、7年ぶりの減益となった。2年度は、火災保険で台風19号等の自然災害による大口支払があり増加し、また、自動車保険も自動車修理費用の高騰等により支払が大幅に増加した。この結果、当期利益は前期に比べ1.5%の減少となっており、2年連続の減益となった。3年度は火災保険を中心に保険金支払が急増したことから、当期利益は前期に比べ13.6%の減少となっており、3年連続の減益となった。特に、平成3年9月に日本列島を縦断した台風19号は全国各地に甚大な被害をもたらした。損害保険会社の保険金支払状況は60万件強、約5,675億円に上り、これは1つの自然災害に対するものとしては我が国として過去最高のものであり、世界的にも特筆すべきものである。

（2）保険行政の推移

（イ）保険審議会

保険審議会は、62年5月19日「新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方」と題する答申を行った。

本答申では、金融の自由化・国際化、高齢化・情報化等の経済・社会の構造変化をはじめとする様々な状況変化を踏まえた上で、今後の損害保険事業のあり方について、中長期的視点に立った提言を行っており、これまで商品開発、資産運用力の強化をはじめ答申に即した対応が進められている。答申の内容は次のとおりである。

① 家計分野における保険ニーズへの対応のあり方

（a）商品の改善・多様化

国民生活を取り巻くリスクが複雑化している状況の下では、新たな保険ニーズを的確に把握し、これに対応した商品開発を行っていくことが極めて重要である。まず、消費の個性化・多様化という状況に即応し、契約者の属性を踏まえた商品開発が必要であり、例えば、ライフステージに適合した商品（セグメント商品）の開発が望まれる。

また今後は、特に高齢化に対し、本格的に取り組むことが必要であり、公的保障や生命保険事業による給付との調整を図りつつ、医療費用保険の改善や介護費用を担保する保険の創設が重要である。

さらに、積立型商品の利便性を向上させるという観点から、保険料支払方法の多様化を進めるとともに、保険金等の中途増減額制度や保険内容の転換制度の拡充、分割払など保険金等の受取方法の多様化を進めていくことが必要である。なお、積立型商品の開発に当たっては、常に補償機能をベースとしたものである点に立脚した開発が行われるべきである。

（b）保険サービスの充実

損害保険商品としての「面倒見のよさ」を広げていくためには、保険金の支払に関連した種々のサービスを充実していく必要がある。このため、自動車保険にみられる修理業者の紹介方式の火災保険への導入、自動車保険における夜間・休日事故受付・相談サービスの拡充、安全・防災サービスの充実などが重要な

(c) 資産運用力の強化

また、行政当局としても、損害保険会社の資産運用の効率化を図るという観点から、運用規制の適時適切な見直しが必要である。

(d) システム化の推進

経営の効率化、契約者サービスの向上という見地から、引き続きシステムのレベルアップを推進するとともに、顧客単位の情報管理により総合的なリスク診断を行えるようにするなど、システムの高度化を図っていく必要がある。また、システムの高度化に伴い、安全対策・個人データ保護対策の充実も重要である。

表1 損害保険料率適正化、弾力化の具体例

実施年度	適正化措置	弾力化措置
平成元年度	施設災害補償保険（料率引下げ） 火災保険倉庫物件（料率引下げ） 国内貨物海上保険（料率引下げ） 国内運送保険（料率引下げ） 災害補償保険（料率引下げ） ゴルフ賠償責任保険（料率引下げ） ガラス保険（料率引下げ） 医療施設賠償責任保険（料率引下げ）	施設災害補償保険（範囲料率幅の拡大）（20%→30%） 国内貨物海上保険（範囲料率→標準料率） 国内運送保険（範囲料率→標準料率） 災害補償保険（範囲料率幅の拡大）（10%→30%） 建物更新保険（一定料率→範囲料率） ゴルフ賠償責任保険 { 傷害条項（一定料率→範囲料率） 用品条項（範囲料率幅の拡大） (15%→30%) } 天候保険（新設）（自由料率） 畜産物取引信用保険（新設）（標準料率） ネットワーク中断保険（新設）（自由料率）
2年度	スポーツ安全協会傷害保険（料率引下げ） 火災保険一般物件（料率引下げ） 火災保険工場物件（料率引下げ） 火災保険特約火災物件（料率引下げ） 家族傷害保険（料率引下げ） 年金払交通傷害保険（料率引下げ） 履行・入札保証保険（料率引下げ） 学生教育研究災害傷害保険（料率引上げ）	スポーツ安全協会傷害保険（一定料率→範囲料率） 年金払交通傷害保険・年金払交通傷害長期保険（一定料率→範囲料率） { 長期総合保険・積立ファミリー交通傷害保険・火災 相互保険・普通傷害相互保険・交通傷害相互保険・ 満期戻長期保険・満期戻総合保険（一定料率→範囲 料率） } 米穀取引信用保険（新設）（標準料率） 緊急帰国費用保険（新設）（自由料率） 生産物回収費用保険（新設）（自由料率） 会社役員賠償責任保険（新設）（自由料率） 操業開始遅延保険（新設）（自由料率） 履行・入札保証保険（範囲料率→標準料率） レジャー・サービス施設費用保険（新設）（自由料率） 有料老人ホーム入居者保証機関保険（新設）（自由料率）
3年度	交通事故傷害保険（料率引下げ） 海外旅行傷害保険（料率引下げ） 医師賠償責任保険（料率引上げ） 自動車保険（料率引上げ） 自賠責保険（料率引下げ）	土木構造保険（自由料率） 公共嘱託登記土地家屋調査士協会賠償責任保険（範囲料率幅の拡大20%→50%） 骨髓バンク団体傷害保険（標準料率） 企業費用利益保険（自由料率） 官公庁共済組合貸付保険（範囲料率幅の拡大0.8～2.0%→0.5～2.0%） 電気事業者特殊包括契約保険（自由料率）

表2 損害保険新商品の具体例

開発年	商 品 名
平成元	文化財総合保険 新積立女性保険 学校旅行総合保険 遊漁船業者総合保険 P T A賠償責任保険 畜産物取引信用保険 天候保険
2	積立安心生活傷害保険 積立労働災害総合保険 警備業者賠償責任保険 商店会総合保険 操業開始遅延保険 ネットワーク中断保険
3	積立サンライズ傷害総合保険 積立いきいき生活傷害保険 企業費用・利益総合保険 土木構造物保険

② 企業分野における保険ニーズへの対応のあり方

(a) 商品の改善・多様化

企業活動の姿そのものが変化している昨今では、企業分野におけるリスクが複雑化、多様化しているため、新たな保険ニーズに弾力的に対応していく必要がある。

まず、情報化との関連では、例えばコンピュータ総合保険について、情報機器やメディア等のハード面のみならず、情報そのもののリスクを担保する商品の開発などにより、情報化社会にふさわしい商品を提供していくことが望まれる。

次に、経済のサービス化・ソフト化との関連では、天候異変に起因する利益損失を担保する保険の検討、各サービス産業向け総合保険の開発、企業の有する無形の財産を対象とする保険の研究が重要な課題である。

(b) 保険サービスの充実

損害保険会社による安全・防災サービスを充実し、事故発生率の低下を図っていくことは、社会的に極めて有用である。またリスク分析に基づいて保険設計を提言することなどにより、企業による効率的な保険購入を可能ならしめることも重要である。

③ 損害保険事業の国際化のあり方

(a) 国際再保険取引

損害保険会社にとって海外との再保険取引は、十分な保険カバーを提供しつつ、自己の経営の安定を図るために不可欠であり、海外の優良出再先との安定的、継続的取引関係の構築が望まれる。また、近年の受再収支の急激な悪化にかんがみ、各社におけるアンダーライティング能力の強化に努めるべきである。

(b) 海外元受事業

わが国企業の海外進出の活発化という状況に対応するため、海外元受事業に適切に取り組み、海外での保険提供の充実を図るべきである。

(c) わが国における外国損害保険会社の活動

今後とも、外国損害保険会社が創意工夫を発揮し、特色ある経営を行うことにより、わが国損害保険事業を活性化していくことが期待される。

(d) 自動車損害賠償責任保険審議会

① 平成2年11月29日に開催された第94回自賠責保険審議会で自賠責保険の保険金額及び保険料率の改定に

ついて、次のような答申が出された。

④ 保険金額

死亡、後遺障害１級の保険金額は、前回改定時（昭和60年）以降の賃金水準の動向等を勘案し、2,500万円から3,000万円に引き上げることが適当である。但し、後遺障害14級の保険金額については、後遺障害認定の適正化が徐々に進んできている状況を勘案して、現行の75万円に据え置くこととし、２級から13級の引上げ率は、各級の保険金額の均衡等を考慮し、順次逡減させることが適当である。

傷害の保険金額については、医療費支払の適正化対策が浸透しつつある現状に鑑み、120万円に据え置くこととする。

⑤ 保険料率

自賠責保険の収支は、近年の交通事故率が比較的落ち着いて推移していること、医療費支払の適正化等が進められてきていることから、良好な状態となっており、この結果、平成２年度末に累積黒字が約5,000億円に達すると見込まれている。また、累積運用益は平成２年度末で約9,500億円に達する見込である。

平成２年度末までの累積黒字及び累積運用益については、契約者等に還元することが適当であるが、還元に当たっては、これが直接の原因となって中期的に料率の引上げを招くことがないよう配慮すべきである。

収支の改善を踏まえ、累積黒字及び累積運用益の還元並びに保険金額の引上げ等を総合的に勘案すると、保険料率を平均約８％引き下げることが適当である。

② 自賠責保険審議会の審議状況

① 自賠責保険の収支状況

自賠責保険の収支状況については、収支検証結果を毎年審議会に報告している。

平成２年11月開催の審議会において報告した収支検証結果では、平成２年度の損害率が92.6%となっているなど収支の改善が進んでおり、また、平成２年度末までの累積黒字は約5,000億円、累積運用益は約9,500億円に達する見込であった。

保険収支の改善状況、また、累積黒字、累積運用益の状況を踏まえ、平成２年度末までの累積黒字、累積運用益を料率引下げのファンドとして活用し、契約者に還元することとされた。料率引下げに当たっては、これを行うことが直接の原因となって中期的に料率の引上げを招くことがないよう配慮することとし、保険料率を全車種平均で約８％引下げるものとされた。

⑥ 昭和59年答申の指摘事項の実施状況

各都道府県における診療報酬基準の実施については、日本医師会の協力を得つつ、今後も鋭意努力していくこととされた。

(ハ) 損害保険料率

損害保険料率については、引き続き料率の適正化、弾力化が図られている。具体例は、表１のとおり。

(ニ) 新商品の開発

昭和56年及び62年の保険審議会答申の趣旨を踏まえて、金融の自由化・国際化、及び経済社会の構造変化に対応し、保険会社の創意工夫に基づき消費者ニーズに適合した保険が開発されている。新保険の具体例は表２のとおり。

(ホ) 運用規制の緩和

金融の自由化・国際化の進展、最近における積立型保険の比重の高まり等にかんがみ、財産利用の多様化を促進するとともに経営の自主性を一層尊重し、経営の効率化を図る見地から次のとおり財産利用に関わる対象範囲の拡大等を図ることとした。

① 特定金銭信託の運用枠の拡充（５％→７％）

② 保証貸付の範囲の拡大

③ 信用貸付の範囲の拡大

④ 消費者ローン枠の拡大（５％→10％）

⑤ 金地金の所有（０％→３％）

- ⑥ 金銭債権及び不動産の信託の新設
- ⑦ 動産・不動産信託受益権の取得基準の撤廃
- ⑧ 任意運用枠の拡充（0%→3%）
- (ハ) 損害保険商品販売方法の多様化

57年1月から傷害保険及び賠償責任保険について通信販売による保険契約募集を認可したが、その後順次対象保険種目の拡大を図って現在に至っている。

一方、直販形態による店頭販売については、58年4月から実施している。

〔12〕第12期（平成4年～6年度）

(1) 事業の動向

損害保険会社の正味収入保険料の動向をみると、4年度は、自動車保険の伸びは9.0%とまずまず順調であったものの、火災保険や傷害保険で前年度の伸びを下回り、自賠責保険では減収に転じたことなどから、結果として正味収入保険料は6兆2,290億円と前年に比べ4.0%の増加にとどまった。5年度は、元受正味保険料（含む収入積立保険料）は9兆9,072億円で、対前年度比6.3%の増収となった。この要因としては、自動車保険が、新車販売の不振の中、5年4月実施の料率引上げの効果により、10%近い増収となったこと、火災保険及び傷害保険が、積立保険の2桁の増収に支えられ順調な伸びを示したことなどによるものである。

6年度は、元受正味保険料（含む収入積立保険料）は9兆9,281億円で、対前年度比0.2%の増収となった。この要因としては、積立保険が平成6年2月及び4月の保険料値上げ前の駆け込み契約により大幅に増加した前年度の反動により減少に転じたことなどによるものである。

保険事業の損益面では、4年度は前年度のような台風損害による巨額の保険金支払がなかったため火災保険では保険金支払が減少したものの、自動車修理費用の高騰等により自動車保険では依然として支払が増加していることなどから、当期利益は前記に比べ4.9%の減少となった。

5年度は、営業収支残高の増加に加えて、責任準備金の繰入額の大幅な減少等もあって、前年度までの赤字から4年ぶりに764億円の黒字を計上した。

当期利益は、1,181億円と前年度に比べ13.9%の減益となった。

6年度は、火災保険の損害率の改善及び自動車保険の制度改定により、大幅な増益となった。

当期利益は、1,058億円と前年度に比べ10.4%の減益となり、6期連続の減益となった。

(2) 保険行政の推移

(イ) 保険審議会

保険審議会は平成元年4月より、今後の我が国の保険事業の在り方及び保険関係法規の見直しを目的として、広範囲にわたり審議を行い、4年6月「新しい保険事業の在り方」と題する答申を行った。

保険商品については、「第2章 保険事業の在り方について1. 保険会社の業務範囲について」の中で、次のように答申を行っている。

商品面での特色の発揮等の観点から、低料低配商品、高料高配商品等の多様化を進めることが望ましい。保険商品の多様化、価格面での競争促進を図るためには、マーケティングの充実を通じた利用者ニーズの的確な把握と商品開発、及び商品特性に応じた商品販売と資産連用の一体的管理等が必要となる。

(ロ) 新商品の開発

昭和56年、62年及び平成4年度の保険審議会答申の趣旨を踏まえて、金融の自由化・国際化、及び高齢化・情報化等の経済、社会構造変化に対応し、保険会社の創意工夫に基づき消費者ニーズに適合した保険が開発されている。新保険の具体例は表1のとおり。

(ハ) 損害保険料率

損害保険料率については、引き続き料率の適正化、弾力化が図られている。

(ニ) 運用規制の緩和

金融の自由化・国際化の進展の中で、平成4年の保険審議会答申は、財産利用の効率化の観点ならびに金融機関として顧客の金融サービスニーズの多様化に 대응するという観点から、資産運用規制の緩和を打ち出している。このような答申の趣旨を踏まえて、次のとおり財産利用に関わる対象範囲の拡大等を図ることとし

た。

- ① 金融先物取引の拡充（1年物日本円金利先物が可能となった。）
- ② 商品投資受益権の新設
- ③ 一般貸付債権信託益権の含新設
- ④ 不動産担保付債権の買取会社等に係るスキームにおける金銭債権の新設
- ⑤ 証券取引法改正による有価証券の定義拡大に伴う運用対象の拡大（C A R D s等）
- ⑥ 小口債権の新設

(ホ) 自動車賠償責任保険審議会

- ① 平成4年12月14日に開催された第97回自賠責保険審議会で自賠責保険の料率の改定について、次のような答申が出された。

保険料率

自賠責保険の保険料率については、平成2年11月の自賠責保険審議会答申に基づき、平成3年4月に平均約8%の引下げを行ったところである。

その後の自賠責保険の収支状況については、事故率の良化、医療費支払の適正化の進展などが見られており、この結果、平成4年度末に累積黒字が約6,800億円に達すると見込まれている。また、累積運用益は平成4年度末で約1兆2,300億円に達する見込である。平成4年度末までの累積黒字及び累積運用益については、契約者に還元することが適当であるが、還元に当たっては、前回の答申においても指摘したとおり、これが直接の原因となって中期的に料率の引上げを招くことがないよう配慮すべきである。

収支の改善を踏まえ、累積黒字及び累積運用益の還元などを総合的に勘案すると、保険料率を平均約13%引き下げることが適当である。

- ② 自賠責保険審議会の審議状況

昭和59年答申で、審議会は毎年定期的に開催し、自賠責保険の収支状況、同答申の指摘事項の実施状況について事務局から報告を受け、審議されることとなった。

この答申に沿い、毎年、審議会が開催されているところである。最近の審議状況は次のとおり。

自賠責保険の収支状況

自賠責保険の収支状況については、収支検証結果を毎年審議会に報告している。

平成4年1月開催の審議会では報告した収支検証結果では、平成3年4月の料率改定時に予測した料率引下げ後の収支見込に比べて、やや良好となっているが、小幅の良化であり、交通事故状況は今後悪化する兆しがあることなどから、現行の料率水準を維持していくこととされた。

平成4年12月開催の審議会において報告した収支検証結果では、平成5年度の損害率が109.2%と、前回改定の際に見込んでいた損害率（117.1%）よりも良化するなど収支の改善が進んでおり、また、平成4年度末までの累積黒字は約6,800億円、累積運用益は約1兆2,300億円に達する見込であった。

保険収支の改善状況、また、累積黒字、累積運用益の状況を踏まえ、平成4年度末までの累積黒字、累積運用益を料率引下げのファンドとして活用し、契約者に還元することとされた。料率引下げに当たっては、これを行うことが直接の原因となって中期的に料率引上げを招くことがないよう配慮することとし、保険料率を全車種平均で約13%引下げることとされた。

表1

開発年	商 品 名
平成4年	積立家賃保険 積立商店舗総合保険 約定履行費用保険 老人訪問看護事業者賠償責任保険 環境汚染賠償責任保険 救急救命士賠償責任保険 すこやか未来積立傷害保険 年金払積立傷害保険 テナント総合保険 会員制事業保証機関保険 スキー場総合賠償責任保険 区画整理事業信用保険 国連平和維持活動傷害保険 スキー場天候保険
平成5年	新婚保険 キャンパー保険 和文会社役員賠償責任保険 車いす利用者総合補償保険
平成6年	知的財産権訴訟費用保険 団体長期障害所得補償保険 瑕疵保証責任保険 積立グループ包括傷害保険 旅館・旅行業者取引信用保健 取引信用保険